

## 税務情報

### 2023 年度税制改正関連情報

#### 1. 国税庁 — 法人税基本通達等の趣旨説明の公表

国税庁は 10 月 19 日、2023 年度税制改正に対応して発遣された「[法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）](#)」（2023 年 6 月 20 日付）<sup>(\*)</sup>に係る以下の趣旨説明を公表しました。

#### ■ [令和 5 年 6 月 20 日付課法 2-8 ほか 1 課共同「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）の趣旨説明](#)

たとえば、「第 1 法人税基本通達関係」や「第 2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係」では、以下のような趣旨説明がなされています。

#### 【暗号資産】

##### 《2-3-62 の 2 発行のために要した費用の額に含まれないものの例示》

- 暗号資産の発行に係る計画の設計等のために他の者へ支払うコンサルタント料等は、発行者にとって最終的に暗号資産を発行するためには必要な支出であり、その発行との間に関連性があることは疑いが無いが、発行という行為そのものに直接要した費用とはいえないことから、「発行のために要した費用」に含まれない。
- 暗号資産の基となるトークンの生成には、既存の暗号資産について広く一般に公開されているトークン生成用のサービスを利用することで数百円程度の僅かな手数料のみで生成することが可能な方法もあるが、この方法による場合、その数百円程度の金額が「発行のために要した費用」に額に該当することとなる。

#### 【試験研究費の税額控除制度】

##### 《42-4（1）-2 試験研究に含まれないもの》

- 性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として行うデザインの考案は試験研究に含まれないことが明確化されたが、「性能向上を目的としないことが明らかな」とあるかどうかは、たとえば、研究開発のプロジェクトなど、一連の開発業務の単位で判断することとなる。

(\*) 改正通達の概要は、e-Tax News No.283 [「国税庁 — 法令解釈通達の発遣」](#) (2023年6月26日発行) でお知らせしています。

## 2. 財務省 — 所得合算ルールに相当する規定に係る税制改正の解説の公表

財務省は10月20日、「[令和5年度 税制改正の解説](#)」のページにおいて、OECD/G20のBEPS包摂的枠組みにより合意された「第2の柱」(グローバル・ミニマム課税)のうち、2023年度税制改正で創設された所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)に相当する規定「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」に係る以下の税制改正の解説を公表しました(\*)。

### ■ [国際課税関係の改正\(各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の創設等関係\)](#) (PDF 3,383KB)

この税制改正の解説(全236ページ)では、本規定の内容が多くの図表を用いて詳細に解説されています。

なお、税制改正の解説にところどころ記載されている「(参考)」には、OECD/G20のBEPS包摂的枠組みより公表されたGloBEモデルルール及びコメントリーの内容と本規定との関係や、今後の税制改正において対応予定とされる事項等も示されています。

(\*) 「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」以外の項目に係る税制改正の解説は、7月10日に公表されています。

**KPMG 税理士法人**

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

名古屋ビルディング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル4F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

[info-tax@jp.kpmg.com](mailto:info-tax@jp.kpmg.com)  
[home.kpmg/jp/tax](http://home.kpmg/jp/tax)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.